

# 仕 様 書

この仕様書は、令和6年度三沢県営林立木売払い処分事業に係る立木を山形県が買受人に売却するにあたり必要な事項を定める。

## 1 物件の所在地

米沢市大字入田沢 地内（別添事業計画図参照）

## 2 物件名及び数量

林小班464-イ-1-3 : スギ立木 602本（立木材積 776.91m<sup>3</sup>）

## 3 物件の契約代金の納入方法及び期限

売払物件の契約代金については、県が発行する納入通知書により県が定める納入期日までに納入すること。

## 4 物件引渡しの期限、場所及び方法

- （1） 売払物件の引渡しの期限は、契約代金の完納後15日以内に行う。
- （2） 売払物件の引渡しの場所は、1の物件の所在地とする。
- （3） 売払物件の引渡しの方法は、買受人立合のもとその場で物件を引渡しするものとし、買受人は、受領書（様式1）を知事に提出すること。
- （4） 売払物件の引渡しは、区域引渡しとし、外縁木の根ぎわに極印を押印して行う。

## 5 物件搬出期限

売払物件の搬出期限は、令和7年10月7日とする。

## 6 物件の異議申し立て

売買契約後、買受人は、売払物件の数量、規格、伐採採取の箇所若しくは面積等に錯誤があり、或いは物件に隠れたる傷がある場合でも異議の申し立てができない。

## 7 物件搬出済届

買受人は、搬出終了後、遅滞なく搬出済届（様式2）を知事に提出し、搬出跡地の検査を受けること。

## 8 物件の伐採等

- （1） 買受人が売払物件を伐採する際は、印影を損傷しないように根ぎわの極印押印位置より上部を伐採するとともに、胸高部の樹幹番号を該断面に移記すること。
- （2） （1）の伐採面以下を根株とし、根株は売払外とする。
- （3） 搬出済届があった場合又は契約で定める搬出期間が満了した場合において搬出されない立木があるときは、当該林産物は、県に帰属するものとする。
- （4） 売払い箇所については、搬出跡地検査後直ちに再生林を計画しているため、買受人は、伐倒した残材（立木の梢端部と枝葉等）を搬出しない場合は、移動しないよう安定した状態で等高線に沿って筋置きすること。ただし、現場監督の指示が別にある場合は、これに従うこと。
- （5） 買受人は、集材のための作業路及び土場を設置する場合は県に協議することとし切土や盛土等は必要最小限に抑え、極力地形に沿った形状とすること。
- （6） 買受人は、売払物件以外の樹木を損傷したときは、県の指示を受けること。
- （7） 買受人は、売払物件搬出のため林道等を著しく損傷した場合は、買受人が修繕すること。
- （8） 買受人は、売払いに係る立木の引渡しを受けた後において搬出されない立木を譲渡しようとするときは、当該立木について当該買受人が県に対し有する権利義務は譲渡の相手方が継承する旨を記載した書面にその相手方と連署して知事に届け出ること。
- （9） （8）の場合には、買受人は譲渡の相手方と連帯してその責に任ずるものとする。

## 9 県の承認を要する事項

買受人は、下記の行為をしようとする時は事前に県の承認を得なければならない。

- (1) 引渡し前における物件の転売及び伐採
- (2) 日の出前、日没後の物件の伐採、採取又は搬出
- (3) 搬出期限後の物件の搬出

(様式1)

# 受 領 書

令和 年 月 日引渡し下記県有林産物

- 1 箇 所
- 2 面 積
- 3 樹 種
- 4 本 数
- 5 材 積
- 6 価 格
- 7 搬 出 期 限
- 8 代金納入月日

上記のとおり受領致しました。

令和 年 月 日

山形県知事 吉村 美栄子 殿

住 所

氏 名

(様式2)

# 搬出済届

令和 年 月 日契約の下記県有林産物

- 1 箇 所
- 2 面 積
- 3 樹 種
- 4 本 数
- 5 材 積
- 6 価 格
- 7 搬出期限

上記のとおり搬出しましたので届出ます。

令和 年 月 日

山形県知事 吉村 美栄子 殿

住 所

氏 名